第一条中第百二十号を第百二十五号とし、第百十七号から第百十九号までを五号ずつ繰り下げ、第百十六号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　（四―メチルピペラジン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第百十五号を第百十九号とし、第八十号から第百十四号までを四号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十三　ナフタレン―一―イル（九―ペンチル―九Ｈ―カルバゾール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第七十八号を第八十一号とし、第七十七号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十　ナフタレン―一―イル＝一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第七十六号を第七十八号とし、第七十五号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七　ナフタレン―一―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第七十四号を第七十五号とし、第十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―クロロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第四十八号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七人」を「八人」に改める。

別表の防災担当の項1中「事務」の下に「及び政策統括官（原子力防災担当）の所掌に属するもの」を加え、同項2及び3中「こと」の下に「（政策統括官（原子力防災担当）の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項7中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同項中11を削り、12を11とし、13を12とし、14を13とし、同項15中「他省」の下に「及び政策統括官（原子力防災担当）」を加え、同項中15を14とし、16から18までを1ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

原子力防災担当	1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　防災に関する基本的な政策に関する事項 二　前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災（東日本大震災からの復興を除く。）に関する事項 2　原子力災害に対する対策に関すること。 3　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。 4　原災法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五	中川　充	二六、一〇、一四	本人からの申請

○法務省告示第四百五十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年十一月十五日から効力を生ずる。

平成二十六年十月二十九日　法務大臣　上川　陽子

青森県東津軽郡今別町長

○外務省告示第三百三十九号

国連安全保障理事会決議第七百五十一号及び同決議第千九百七号に基づき設置された委員会が、平成二十六年三月十一日、同年九月二十三日及び同年九月二十四日に同決議第千八百四十四号8に従って指定した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十九日　外務大臣　岸田　文雄

（別表）12. を削除に改める。

12. ジムアール・アリ・アフメド・ヌール（別名：(a)ジムアール・アフメド・アリ、(b)ジムアール・アフマド・ヌール・アリ、(c)ジムアール・シェイク・アフメド・アリ、(d)ジムアール・アフマド・アリ、(e)ジムアール・シャイク・アフメド・ヌール）

Jim'ale, Ali Ahmed Nur (a.k.a.: (a)JIM' ALE, Ahmed Ali (b)JIM' ALE, Ahmad Nur Ali (c) JIM' ALE, Sheikh Ahmed (d)JIM' ALE, Ahmad Ali (e)JIM' ALE, Shaykh Ahmed Nur)

生年月日：1954年

出生地：ソマリア・エイルブール

国籍：ソマリア。また、ジブチ国籍も所持していると見られる。

パスポート番号：A0181988（ソマリア）有効期限：2011年1月23日

活動地域：ジブチ共和国・ジブチ

ジムアール・アリ・アフメド・ヌールは、イスラム過激派アル・シャバーブの前身であるソマリア・イスラム法廷連合で指導的な立場にあり、ジブチを拠点に商業活動等を展開し、アル・シャバーブへの資金提供、武器を含めた機材供与、送金手段及び通信手段を提供している。